

第3類 人 事

○ふじみ衛生組合職員定数条例

(平成3年5月27日)
(条例第6号)

改正 平成29年3月31日 条例第3号

(定義)

第1条 この条例で「職員」とは、管理者の事務部局に常時勤務する地方公務員（臨時的に任用される者を除く。）をいう。

(職員の定数)

第2条 職員の定数は、15人とする。

2 兼職職員並びに休職、公務災害休業、育児休業及び配偶者同行休業の職員は、定数外とする。

3 休職、公務災害休業、育児休業及び配偶者同行休業の職員の復職により第1項の定数に過員を生じた場合は、一時その現在数をもって定数とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 (省略)